

## 岩手中部水道企業団水道施設の移設に係る受託事務処理要領

令和3年4月1日

### (目的)

第1 この要領は、公共事業の施行に伴い移設される水道施設の補償の事務処理等について、岩手中部水道企業団水道施設の移設に係る受託事務処理要綱（令和3年岩手中部水道企業団告示乙第8号。以下「要綱」という。）第11に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (移設に係る協議)

第2 要綱第2に基づく岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）と公共工事の起業者（以下「起業者」という。）との移設に係る協議は次の内容を基本とし、企業団の予算措置状況、設計等の内部手続き及び移設工事の期間等を考慮して行う。

- (1) 機能回復方法
- (2) 既存水道施設撤去の要否
- (3) 移設時期
- (4) 移設先
- (5) 既存施設の減耗相当分の算定
- (6) 設計等諸調査の実施

### (補償費の見積)

第3 第2に基づく協議により移設計画が決定し、起業者から企業団に対して正式な移設依頼があった場合、企業団は要綱第4に基づき補償費を算定し、起業者へ見積書を提出する。

### (補償契約の締結)

第4 要綱第6に基づく補償契約は、企業団が当該移設工事を請負に付す場合、請負に付した日以降に締結する。

2 補償契約書の締結は、企業団と起業者との協議のうえ、企業団から起業者への請書の提出をもって替えることができる。

### (仮設費)

第5 移設工事により使用者の給水が制限される場合、その対応を図るため必要となる仮設配管や不断水弁等の設置費用は起業者の負担として補償費に算入する。

### (給水装置の移設)

第6 起業者から公共工事の支障となる給水装置の移設依頼が企業団にあり、起業者が給水装置所有者の同意を得た場合、企業団は移設工事を行うことができることとし、その費用は起業者の負担として補償費に算入する。

### (消火栓の移設)

第7 公共工事の支障となる消火栓の移設を行う場合、企業団は所轄消防署の同意を得た

上で移設工事を行うこととし、その費用は起業者の負担として補償費に算入する。

(放水水量)

第8 移設工事による水道管の洗浄または凍結防止のため継続的に放流した水に係る費用については、起業者との協議のうえ、補償費に算入する。

(委託費用)

第9 第1に基づく協議により設計業務等の委託が必要となった場合、その費用は起業者の負担として補償費に算入する。

(既存水道施設の財産価値の減耗分の算定)

第10 移設工事の対象となる水道施設が、公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年12月22日用地対策連絡会）第7第3項に規定する当該部分のみの減耗分を算定することが適当でない施設に該当する場合は、補償費から減耗分を控除しない。減耗分を算定することが適当でない施設に該当するかの判定は、別表水道施設移設工事減耗判定フローによるものとする。

(その他)

第11 公益上その他やむを得ない理由がある場合は、本要領の規定にかかわらず、他の基準により費用算出等を行うことができる。

別表（第 10 関係）

水道施設移設工事減耗判定フロー

